



平成17年度情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

庶務課 内線282

町では、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する行政文書の公開及び個人情報の開示を、請求に応じて行っています。平成17年4月から平成18年3月までの利用状況は次のとおりでした。

情報公開制度

公開の状況	年度	平成17年度	平成16年度
	区分		
	請求件数	22件	23件
公開	公開	6件	12件
	一部公開	10件	11件
非公開		0件	0件
不存在		6件	0件
取下げ		0件	0件

個人情報保護制度

開示の状況	年度	平成17年度	平成16年度
	区分		
	請求件数	3件	2件
開示	開示	1件	0件
	一部開示	1件	2件
不開示		0件	0件
不存在		1件	0件
取下げ		0件	0件



住宅の耐震改修に対する固定資産税の減額制度について

税務課(資産税担当) 内線267

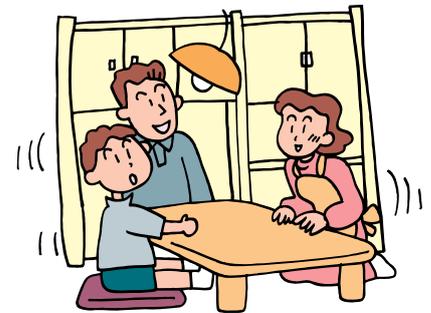
建築基準法による現行の耐震基準に適合させるために住宅の改修工事がされた場合、固定資産税が一定期間減額されます。

減額を受けるための条件は…

- (1) 昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること
- (2) 平成18年1月1日から平成27年12月31日までに改修を完了していること。
- (3) 改修工事費が1戸あたり30万円以上であること。

減額の期間は…

改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じて最大3年度分が減額の対象になります。工事完了時期に対する減額期間は下表のとおりです。改修工事を行う時期が早いほど、減額期間が長くなります。



工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日から平成21年12月31日まで	3年度分
平成22年1月1日から平成24年12月31日まで	2年度分
平成25年1月1日から平成27年12月31日まで	1年度分

減額される税額は…

1戸あたり120平方メートルを限度として税額を2分の1に減額します。

減額を受けるには…

上記減額を受ける方は、耐震基準に適合した工事であることの証明書を添えて申告してください。